

## Otto Strasser. Aufbau des Deutschen Sozialismus. 1932.

河野, 登

<https://doi.org/10.15017/14507>

---

出版情報 : 法政研究. 3 (1), pp.311-324, 1932-12-25. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

Otto Strasser. Aufbau des Deutschen  
Sozialismus. 1932.

河 野 登

本書の紹介を初むる前に、該著者が、獨逸ファツシズム運動に於て、如何なる地位を占むるか、その簡単な説明を加へて見る。

獨逸ファツシズムが、その驚くべき飛躍を遂ぐるに伴ひ、宛かも、一九二二年、「ローマ進軍」の直前、伊太利ファツシズムに起こつた如き變質過程が、黨の内部に現はれて來た。所謂ヒットラー派の合法主義が、之である。而してそれに對立するが、革命的社會主義者オットー・シュトラールセル派の北部ファツシズムである。その内訌は、一九三〇年五月、遂に公然と具體化するに至つた。

當時、ベルリン 區支部長の要職にあつたシュトラールセルは、「革命か大臣の椅子か」 Ministersessel Oder

Revolution の一書を、「變質せる」ヒットラーに投げ付けて、辭職した。

本書が、その彼による一九三二年の出版であること云へば、獨逸ファツシズム理論に於て、占むるその特殊な意義が、一應理解されるであらう。

(註)、尙、詳しいことは、今中教授、獨裁政治論叢・第四卷・民族的社會主義論(二三四—二四四頁)を參照。

本書は、左の五の部分から、その内容を構成される。

第一章、獨逸社會主義世界觀の根本概念

第二章、獨逸社會主義

第三章、國家の構成

第四章、外交政策

第五章、民族文化

この中で、著者が最も重點を置いたと思はれるのは、第二章及第三章で、彼が、ヒットラーを鋭く對立する所有權についての『封建的世襲財産』(Erbleben)を稱する提唱が、その重要な部分をなしてゐる。以下、順を追ひ紹介を試むることとする。

「民族 Volk は、一の有機體である。而もそれは、物質的・觀念的・精神的 Leiblicher, geistiger, seelischer にある一定の特別な性質を有し、常に活動する團體である」(一五頁)。

之が、シュトラッセルによつて、「今日まで支配してきた自由主義的機械的民族概念」(全上)に對抗して確立された民族の新しい概念である。

民族は、人種 Rasse 地勢 Landschaft 歴史 Geschichte の三要素からなりたつ。即ち、人種的要素を基礎とし、それに地勢、歴史の兩要素が、附隨する。而して、民族の多種、多種性は、これ等の構成要素の混合比例の變化並びに差異に起因するものであると云ふ(一五—一六頁)。

(註)、國民 Nation は、民族の意識が、高められた段階である。即ち、その民族の特殊な歴史によつて、意識が高められ、又その地勢の中に、成育せる民族の成熟的段階 Reifestadium として又、時代的段階 Alterstadium として現はれて來る(一七頁)。

有機體としての民族、従つて國民は、他のあらゆる有機體と同様に、「生成、生長、死滅」の生物學的法則の下に、立たねばならない。而して民族の流轉の歴史は、常に自由主義と保守主義の觀念によつて、交替的支配を

受くる。

(註)、すべての有機體は、自己保全の本能と、種保存の本能とを有する。前者が、自我 (Ich) の觀念で後者が、我々 (Wir) の觀念であり、この二つの觀念から、自由主義と、保守主義とが、各々、生れて來る(一九頁)。

一七八九年のフランス大革命以後今日までの民族の歴史は、自由主義が支配する時代であつた。換言すれば、民族の三身一體たる肉體・觀念・精神 Körper, Geist, Seele に、自由主義的觀念が具現したところの、資本主義・個人主義・唯物主義が、この歴史の支配的な產物であつた。

然し、一九一四年の大戦以後、歴史の振子が——彼によれば、常にこの自由保守兩觀念の間に搖れてきたところの——再び、違つた方向に搖れ初めてきた。従來の「自我」觀念に代つて、「我々」の觀念が登場する時代が現れ初めた。即ち、民族の三身一體に保守主義が具現されたところの、經濟的には (Körper) 社會主義が、社會的には (Geist) 民族主義が、文化的には (Seele) 理想主義が姿を見せ初めてきた。そうして、この保守主義の出現が、シュトラールセルによつて獨逸革命と名付けられ、そして又彼の理論が獨逸社會主義と呼ばれる。かゝる歴史觀に立つ彼によつて、マルクス主義は、「一の腐敗しゆく自由主義的社會主義」を規定され、その没落は歴史の必然的歸結であるを論評されるのである(二三頁)。

以上の如き民族の概念及歴史觀の基礎の上に、獨逸社會主義の諸機構の構成が試みられてゆく。

先づ第一には、經濟的に之を見るに、こゝでは從來の自由主義の凋落が、所謂資本主義經濟の危機ニ云ふ姿をこつて現はれる。即ち大戰の結果、その經濟政策、經濟法則、經濟組織の全面に及ぶところの破壊が惹起されてきた。更に詳言すれば、第一に統一世界經濟、國際貿易及び金本位制度を骨子とする資本主義的經濟政策が、完全に破壊されてしまつた。

第二に、資本主義經濟法則の原理たる私有財産の神聖 *Heiligkeit des Privateigentums* が、その傳統的權威を喪失してきた。

(註)、「最早や資本主義的經濟法則を、私有財産の神聖とが、再び獨逸國民の間に、その承認と信仰とを見出すことが出来なくなつてしまつた」(二七頁)。

第三に、工業化・機械化・合理化並びに巨大經營ニ云ふ資本主義的經濟組織の不合理性が、完全に曝露されて技術の勝利 *Sieg der Technik* が、その終りに近づいてきた。

従つて、これ等に代る新しき保守主義的經濟が、創造されることを必要とする。かくしてシュトラッセルによ

つて、自給自足經濟 Autarkie 海外貿易の獨占 Aussenhandelsmonopol 及び國內貨幣制度 Binnenwährung の經濟政策、即ち計劃經濟 Planwirtschaft が、提唱される(二九一—三〇頁)。

然し、かゝる經濟政策の完全な實現のためには、先づ資本主義的經濟法則の變更が必然的に要求される。即ち「獨逸人民の本質に關する保守主義的觀念から、必然的に導き出されてくるところの」(三四頁)私有財産制度の止揚 Aufheben が、その絶對的な要提條件である。かくの如き獨逸社會主義の要求に對し、又一方に於て、獨逸社會主義に課せられる最も重大な、且つ又緊急な任務は、あらゆる獨逸人民の貧困化を防止することである。そうしてこの目的のために、彼等の現在の無所有状態を變更することゝを要求する。

かくして、こゝに相互に矛盾する獨逸社會主義の二要求が提起される。これを如何にして、解決せんとするか。この解決のために、シュトラーセルは、『封建的世襲財産制度』Erbleben を考案した。即ち、土地、土地生産物 Grund und Boden, Bodenschätze 及生産手段 Produktionsmittel の、個人による私有が禁ぜられる。その代りに民族(乃至民族團體)(Volksgemeinschaft)が、その唯一の所有者 Eigentümer として規定される。そうして、それらの管理が、個々の獨逸人民に所謂『封建的世襲財産』Erbleben として讓渡される(三六頁)。これは所有 Eigentum するためではなく、單に所持 Besitz することゝを意味するのである。

(註)、この二概念の差異に付ては原本(三六頁)参照。

次に、かくの如き經濟法則から、具體的には如何なる經濟組織が生じて來るか云ふに、先づ第一に、農業に於ては、すべての土地の私有が廢止されて、土地の唯一の所有者、民族によつて、個々の人民の所持の資格及希望を參酌し、『封建的世襲財産』Erbfideleu として、彼等に與へられる(四一頁)。それは、當該地區の農民委員會 Bauernräte が實行する。この際、各個人に割り當つべき土地の大小は、次の標準に依る。

「各々個人の勞働力で、經濟し得る状態以上に出でざることを、又、彼等の家族の衣食住に必要な範圍以上の餘剰を残さざることを」(四二頁)。

土地の所持者は、土地の「所有者即ち全民族團體」に對し、毎年一回、十分の一の小作料を支拂ふ。土地所持者が死去した場合は、彼等の土地は、その男の子供の「所有の資格の希望」を檢討して、與へられる。男の子供が居ない場合、又は土地管理が不良の場合は返却を命ぜられ、農民委員會がこれを管理することとなる(四二頁—四三頁)。

次に工業及び大經營の領域に於ても、之を全き經濟法則が支配する。即ち、こゝには工場主、職工及び國家 Werkführer, Belegschaft, Staat がつらひて、工場委員會 Fabrikgenossenschaft が構成される。あらゆる生産手段



の所有者は、民族（乃至國家）である。所有者は各人の所持の資格を希望によつて、その生産手段を、工場主に『封建的財産』Lehen として與へる。然し、その生産手段（仕事）の管理 Leitung、所持 Besitz、利益 Gewinn に對しては、三者即ち工場主、職工、國家は、平等の權利を有してゐる。五年乃至十年毎に、一定の税が支拂はれる（四七頁）。又工場主、職工の收入が、一定の比例の下に、それ／＼規定されてゐる（全上）。だが前者の收入は、彼等の仕事の成否により、後者のそれは、彼等の個々の能率に比例して支拂はれるが故に、自から大小の相違を生じてくる。

最後の、手工業及營業 Gewerb については、一の組合がこれらに類似の他の自由職業と共に、各々組織される。その組合構成員は、親方、職人及徒弟 Meisterliche, Lehrling, Gesell の三者であるが、親方は組合から、彼の仕事の管理、所持及利潤に對する權限を委任される。又組合は國家（乃至民族）によつて、その組合員に對する諸種の權利を委任され、又國家歳入中、組合が擔當すべき總額を各組合に割り當て、且つ徴收する義務を負ふ（五一頁）。

この組合制度に於て、特に前述の工場委員會と異なる點は、その仕事に對する勞働者や即ち職人徒弟の權利が全く認められてゐないことである。

(註)、この理由に付ては原本(五〇—五一頁)参照。

以上が、シュトラールセルによつて、資本主義經濟制度の一切の矛盾を克服すべきものとして、強調される新しき經濟制度の大意である。これに就ては批判さるべき多くのものが存在する。基本的には、かゝる經濟組織の實現の可能性、又我々に特に興味をそゝるものとしては、從來の獨逸ファツシズム經濟理論の基礎をなす利子奴隸制度に、一言も觸れざるこゝ、更に又、ナツチスの綱領第一七條土地問題との關係等々、だがこゝでは、單なる紹介に留めて、次の國家機構の領域に移るこゝ、しやう。

#### 四

獨逸社會主義の國家機構の領域に於ては、從來の自由主義的個人主義が否認されて、新しき保守主義的民族主義が、その全面に浮び出る。先づ、國家の本質を如何に見るか云ふに、「國家は、民族 *Volk* の有機的形態である」(五七頁)。國家の形態は、獨逸民族の正しき發展を、最大限度に保障するものであらねばならぬ(五七頁)。従つて「國家形態は常にその民族の特性によつて決定せしめられる」(同上)。

(註)、イタリイのファツシズム、及びロシヤのボルシエビイズムの國家形態は、各々その民族に適合こそすれ、獨逸民族の特性には、不適當な形態である云ふ(五七頁)。

「又國家は、自己目的 *Selbstzweck* ではない。國家の目的は國家形態の上に、他の民族に對し、自己の民族の存在を確保するところの、すべての力を出來得る限り、集中せしめ得る形態を作り出すことである」(五七頁)。

然らば、如何なる國家形態が、獨逸民族の現實に相應するか云ふに、「君主制か、共和制かの問題は重要なものたり得ない」(五九頁)。但し、世襲君主制度は、ある一定の者の世襲的特權を、前提するが故に拒否されるべきものとす(全上)。かくして殘された選舉君主制 *Wahlmonarchie*、又は共和國かの一が選擇される。だがその何れにせよ、獨逸國家は、その最も合理的解決としては、終身を以つて選舉された大統領 *Reichspräsident* を要求する(六〇頁)。

(註)、この際、皇帝 *Kaiser* 大統領 *Präsident* の名稱は、不適當で、將軍 *Herzog* の名稱が、それに冠せらるべきである云ふ(同上)。

かゝる國家の目的及形態の下に、如何なる國家行政組織が構成されるか云ふに、その中央行政機關に於ては國家權力の同等の代表者として、左の三者が現はれる。

第一は、大統領である。

(註)、彼によつて、内閣が、任命される、而して、各大臣は、彼に對してのみ責任をもつ(六一頁)。

第二は、大會議 Grosse Rat である。これが、大統領を選舉する。

(註)、十二人乃至十七人の各邦長官 Landschaftspräsident 及び、聯邦等族議會 Reichsständekammer によりて選出された五人からなる理事會 Präsidium をによつて、構成される。

第三は聯邦等族議會である。

(註)、これに付ては、等族の構成の際に述ぶる。

その地方行政機關に於ては、「民族的大獨逸は、從前のすべての聯邦各邦の解體を、その前提とするところの統一された國家であることを必要とする」(六二——六三頁)。

この目的のために、十二乃至は十五の邦 Landschaft が、その各區域の地理的文化的人種的全一性に從つて制定される。そうして、更にそれが、區 Kreise に細分される。各邦、各區には、各々その上級機關によつて任命されたところの長官 Präsident がおかれる。

この國家構成に於て、特に注目される可きものは、職能等族國民代表制度の創立である。即ち、從來の自由主義的民主主義に代るゲルマン的民主主義の原則は、先づ、萬人平等云ふ思想を、根本的に對立し(六五頁)、又獨逸の人民は、唯だ「物々人々」に付てのみ批判するこゝが出来ると云ふ認識の上に立つが故に(全上)、自由

主義的政治制度と鋭く對立する。かくして今日までの政黨組織、從つて議會制度が廢止されねばならぬ。而して、これに代つて、一切の職能的關係を統制するシムラの、職能議會 *Berufskammer* = *Berufsrate* が設けられる。

(註)、各區に於ては、労働者、農民、自由職業者・工業營業及び官吏傭人の各委員よりなる、五つの職能議會が組織される。各々の職能議會は二十五名の代議員によつて構成される(任期三年)(六七頁)。

この職能議會の構成は、國家地方行政組織と類似する。

(註)、各區の上位に、各邦の五つの職能議會が、又、その上位に聯邦の五つの職能議會が置かれる。前者は、各々五〇名の(任期五年)、後者は各々一〇〇名の(任期七年)代議員によつて構成される。

又、此の職能議會は、純粹に職能代表たる性質を有するに過ぎざるが故に、一般國民代表の機關としてこの外に等族議會 *Ständekammer* が設立される。即ち、區の職能議會から選舉された二十五名の代表者、區の長官から指名された三名の構成員によつて、區等族議會が構成される。

(註)、五つの職能議會の選舉すべき代表者の數は同數でなく、各々の條件に依つて異なる規定が設けられる(七〇頁)。  
各邦及聯邦の場合も、又區に類似する。

等族議會は、職能議會と異り、國家行政機關の最も樞要な地位を占むる。區又は邦の長官は、常にその等族議會の信任を必要とし、彼による立法は、その全意を必要とす。又等族議會が、その長官の政策に對して有する拒否權は、より重要な意義をもつ（七一頁）。

（註）、國等族議會は、國の立法の決定的擔當者であり、その五名よりなる理事會員は大議會の主要な構成員である。

最後に、民族文化問題に關する獨逸社會主義の理論を一瞥すれば、こゝでも、自由主義的唯物論が、「單に、死せる物質の觀察並びに分析であり、相互に對立する機械的集積として」（八三頁）否定される。之に代るべきものとして、「神の意思」を完成せんとする理想主義が要求される（全上）。

かゝる理想主義的見地からの、獨逸民族文化の再建設が企圖される。だが、この領域に於て、我々は重要な問題を不幸にして見出すことが出来ない。唯だ新しき教育制度の中で、義務教育の後に、すべての男女の青年に勞働奉仕義務 Arbeitsdienst の期間が、課せられてゐるこゝ、及び教育の機會均等主義（彼等の才能による）等が、特に、採り出さるべきものである。

以上、私はシュトラールセルの獨逸社會主義論の構成中、特色ある部分をあげて紹介をなしてきた。だが尙これに附加さるべきもの、云はるべき多くの問題が残されてゐる。然しその詳細なる吟味は、このやうな小論に於て

なし得られるものではなく、且つ又、この理論の全體的批判並びにヒットラー派の理論との對照としての究明の如きは、他の機會にゆづられねばならぬ。